

2013. 8. 1

<外国芸能法人に係る消費税の納税義務について>

居住者・非居住者を問わず、事業者が日本国内において役務提供等の「課税資産の譲渡等」を行った場合には、原則として消費税の納税義務を負います。但しその事業者の基準期間（原則として前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下の場合、納税義務が免除されます。

従って外国芸能法人が日本で公演を繰り返し行う場合には、基準期間の課税売上高が1,000万円を超え、消費税の納税義務が発生する場合があります。

契約にあたっては、事前に顧問税理士等にご相談されることをお勧めします。

<Consumption Tax for a Non-resident Promoter>

A non-resident promoter may be subject to consumption tax (currently at 5%) in Japan, if the promoter repeatedly gives performances in Japan.

Please consult with a Japanese presenter or promoter well in advance in regard to the consumption tax liability.